社会復帰促進等事業に関する平成19年度成果目標に対する実績評価及び平成20年度成果目標について(案)

社会復帰促進等事業は、労働者災害補償保険法第2条の2及び第29条の規定に基づき労働者及びその遺族の福祉の増進を図るために行われる、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図るための事業である。

平成17年度より、社会復帰促進等事業(前労働福祉事業)のより一層の効率的・効果的な事業運営を図るため、各事業の性格に応じ成果目標を設定しており、昨年度(平成19年度)も目標を設定したところであるが、今般、その実績について別添のとおり取りまとめ、また、この実績評価等を踏まえつつ、各事業について新たに平成20年度の成果目標を設定したので、ここに公表する。

実績評価は、単に目標の達成・未達成のみを機械的に評価するのではなく、社会情勢等の要因を考慮し、具体的に数値等で把握しにくい面も十分に勘案して行った。

また、平成20年度の成果目標の設定に当たっては、これまでに引き続き、原則として満足度の指標による目標は設定しないこととし、目標設定の更なるアウトカム指標化に努めることとした。

今後とも引き続き、いわゆるPDCAサイクルによる目標管理を厳格に行うこととする。

【評価概要】

1 評価対象事業55事業のうち、事業の必要性、効率化、合理化等の観点から見直す必要があることが判明した事業は、既に措置を講じた事業を含め、合計で18事業(32.7%)であった。

2 評価類型

- (1) 目標を達成した事業(28事業、50.9%)
 - ① 引き続き適切に実施する必要がある事業 23事業
 - ② 廃止することとした事業 5事業
- (2) 目標を一部達成した事業(8事業、14.5%)
 - ① 目標達成のための手法の検討が必要であるが、引き続き適切に実施する事業 7事業
 - ② 廃止することとした事業 1事業
- (3) 目標を達成できなかった事業(5事業、9.1%) 目標達成のための手法の検討、事業の廃止を含め見直す必要がある事業 5事業
- (4) 実績を集計中である事業や、独立行政法人評価委員会において評価を行うため、今後評価を行う事業(14事業、25.5%)

3 新規事業等

- (1)平成20年度新規事業 2事業
- (2)平成20年度重点目標管理事業 5事業

事		業	名	労働者の健康の保持増進対策事業 【平成20年度重点的目標管理事業】 事業番号	1						
実	施	主	体	中央労働災害防止協会、(財)産業医学振興財団、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、(社)全国労働衛生団体連合会、(学)産業医科大学							
施	策	概	要	過重労働対策及びメンタルヘルス対策を推進するため、事業場に対する具体的取組手法の普及啓発、対策を推進する人材育成、専門家による支援等 業を実施する。	各種支援事						
予		算	額	17 年 度 339,716 千円 18 年 度 366,954 千円 19 年 度 1,148,917 千円 20 年 度 1,09	97,031 千円						
19 成		年!	度標	① メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を86.7%以上にする。 ② THPのデモンストレーション事業を利用した事業場から、当該事業を利用した結果、「有効、有用であったことから、今後も続けて取り組むこる。」との回答の割合を80%以上にする。	ととす						
19 実		年	度績	① 93.9% (228事業場中、214事業場) (目標達成) ② 当該事業を踏まえ、労働者の健康の保持増進に取り組む割合:89.6% (202事業場中、181事業場) (目標達成)							
評			価	① メンタルヘルス支援事業について目標を達成し、一層のメンタルヘルス対策の推進するためには、事業場からの募集方法等を検討し、改善する必② THPのデモンストレーション事業について目標を達成し、募集方法及びその実施方法等を検討し、事業場からの募集方法等を検討し、改善するる。							
20年度成果目	アヴ	ウ ト	カ ム 標	① メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ、新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を86.7%とする。 ② THPのデモンストレーション事業を利用した事業場において、当該支援事業を踏まえ、労働者の健康の保持増進に取り組む割合を80%とする。 ③ 上記事業を利用した事業場から、事業を利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を80%以上にする。							
	ア ウ 指	トラ		ト① メンタルヘルス支援事業について、専門家の派遣回数を1,400回に達するようにすること。 票② THPのデモンストレーション事業について、健康指導の延べ回数を7,500回に達するようにすること。							
備			考	_							

事	:	業	名	化学物質管理(【平成20年度]	の支援体制の整備 重点的目標管理事業】								事	業 番	号	2
実	施	主	体	中央労働災害闘	坊止協会											
施	策	概	要	GHSに対応 及びMSDS作品	した化学物質管理マニュ 成担当者等の人材養成研	アル作	成、G F 支援事業	[Sに対応したモデル表示 を行うとともに、国が定	・モテ める化	デルM S と学物質	S D S 質のリ	(化学物質等安全デースク評価を行い、事業	タシー 者が行	ト)の	作成、 学物質	リスクアセスメント 管理の充実に資する。
子	•	算	額	17 年 度	201,526 千円	18	年 度	211,896 千円	19	年	度	234, 344 千円	20	年	度	405,049 千円
19 成		年目	度標	る。				・ 修参加事業場において、 示に示された10物質につい					容に基	づき耳	文り組	む割合を80%以上にす

	19 実	年	度績	化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合:85% 10物質についてリスク評価検討会報告書を作成し公表
i	評		価	研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合は、目標を上回る85%であり、効果的な研修であったと評価できる。また、10物質についてリスク評価検討会報告書を作成し公表し、本年度、その結果に基づき、必要な規制の拡充等を図っていくこととしており、化学物質による労働者の健康障害の防止対策等の進展が期待できる。
20年度出	ア指	ウト	カ ム 標	① 化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合を90%以上に する。 ② 上記の研修参加事業場において、研修が有用、有効であったとする割合を80%以上とする。
	アプ指	ウ トラ	プット 標	労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示(H19.11改正)に定める44物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価を実施する。
,	備		考	

νm ··· J							
事業名	労働時間等の設定改善に向けた取組の推進 【平成20年度重点的目標管理事業】 都道府県労働局、(社)全国労働基準関係団体連合会	事業番号	3				
施策概要	1 労働時間等設定改善援助事業の実施 仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・指導を行う専門家を地域の主要な事業主団体に配置し、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業集団 こ対して、個々の会員事業場の実情を踏まえた指導、援助を行う。 2 労働時間等設定改善推進助成金の支給 労働時間等の設定改善を団体的取組として行う中小企業事業主団体に対して助成を行う。 3 仕事と生活の調和にかかる社会的気運の醸成 企業の労使や自治体の関係者の参集を求め、シンポジウムを開催する等により、関係労使をはじめ、広く国民が仕事と生活の調和の重要性や必要性を踏まえた取組を行うための社会的気運の醸成を図る。 4 職場意識改善助成金(平成20年度新規) 労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対して助成を行う。						
予 算 額	17 年 度 18 年 度 1,515,342 千円 19 年 度 1,676,353 千円	20 年 度	1,590,131 千円				
19 年 度成果 目標	17 年 度 1,515,342 千円 19 年 度 1,676,353 千円 20 年 度 1,590,131 千円 1 労働時間等設定改善援助事業 ① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。 ② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 2 労働時間等設定改善推進助成金 ② 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 3 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成 シンポジウムの参加者数を5,300人以上とする。						

	.9 実	年	度績	1 -① 2.9% (前年度: 3.2%) 1 -② 10.4% (前年度: 16.7%) 2 -① 6.4% (前年度: 2.4%) 2 -② 17.3% (前年度: 13.0%) 3 6,311人 (前年度: 6,677人)
Ē	平		価	いずれの施策についても目標を達成しており、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を促進するための支援策として有効であったと評価できる。
20年度成果目標	ア指	ウト	カ ム 標	1 労働時間等設定改善援助事業 ① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率を 2.5%以上上昇させる。 ② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 2 労働時間等設定改善推進助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率を 2.5%以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 3 職場意識改善助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 4 1週60時間以上働く雇用者の割合を平成15年度(12.2%)と比較し、1割削減する。
	ア! 指	ウトフ	プット 標	_
1	前		考	_

事	業	名	建設業における総合的な労働災害防止対策等の推進事業 【平成20年度重点的目標管理事業】 事業番号 4	
実	施	主 体	建設業労働災害防止協会	
施	策	既要	建設業における労働災害を防止するため、足場先行工法・手すり先行工法の定着のための研修・指導や専門業種別のリスクアセスメントに係るマニュアルの発、研修等を行う。)開
予	算	額	17 年 度 841,439 千円 18 年 度 742,220 千円 19 年 度 576,358 千円 20 年 度 576,333 千	千円
19 成	年 果 [度目標	① 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とするとともに、事業対象事業場おける労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、7.6%以上減少させる。 ② 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を50%以上に高める。 ③ 安全優良職長として厚生労働大臣から顕彰された者が研修会の内容等を活用した安全衛生活動を実施した割合を90%以上とする。	ヨディこ
19 実	年	度績	① 労働災害防止対策の見直しを行い改善措置を講じた事業場割合:63.2% なお、労働災害の発生件数の減少目標については、平成20年度終了後速やかに評価する予定。② 手すり先行工法の普及率:53.4%③ 安全衛生活動を実施した者:93.6%	

П						
	評		価	① 目標を達成していないが、依然として災害発生件数が多い建設業で更なる労働災害防止対策を推進するため、より充等、引き続き事業を実施する必要がある。②・③ 目標を達成しており、手すり先行工法の普及、安全衛生活動の促進に効果があったと評価できるが、更なる普及る必要がある。		
20年度成果	アウ指	カト >	以上とする。 あったことから「	今後、自らの施工現場		
果目標		・トプ	ット 標			
1	備		考	_		
-	事	業	名	働き方改革トータルプロジェクトの推進事業	事業番号	5
	実 施	主	体	都道府県労働局		
7	施策	概	要	働き方の見直しにより、長時間の是正に取り組む中小企業に対して助成金を支給する。		

_	<u></u>	業 :	名	働き方改革トータルプロジェクトの推進事業	事業番号	5					
5	実 施	直主	体	都道府県労働局							
方	施 策	ぜ 概	要	働き方の見直しにより、長時間の是正に取り組む中小企業に対して助成金を支給する。							
	予	算	額	17 年 度 18 年 度 19 年 度 222,335 千円	20 年 度	387,941 千円					
	.9 龙 果	年	度標	本事業の実施事業主のうち、本事業により具体的に長時間労働の是正が図られているとする事業主の割合を80%以上と	する。						
1	.9 実	年	度績	具体的に長時間労働の是正が図られているとする事業主の割合:83%							
THE STREET	平	,	価	平成19年度における本事業の目標は達成したところであるが、引き続き、長時間労働の是正を効果的に推進するため、 を図る。	平成20年度におい	ても、適切な事業運営					
20 年度4	アゥ 指	ウ ト オ	フム 標	本事業の実施事業主のうち、事業終了時に、本事業の実施により具体的に長時間労働の是正が図られたとする事業主の	割合を85%以上と	する。					
20年度成果目標	アゥ 指	ッ トプ :	ット 標	中小企業労働時間適正化促進助成金の支給決定件数を100件以上とする。							
ſ	前		考								

事		業	名	過重労働解消に向けた取組の推進事業	事業番号	6
実	旅	主	体	中央労働災害防止協会		
施	第	更 概	要	総労働時間の長い業種・企業系列等の中から選定した企業集団に対し、過重労働による健康障害防止等について安全衛る。	生管理の専門家に	よる助言指導を実施す
予		算	額	17 年 度 18 年 度 19 年 度 278,646 千円	20 年 度	279,388 千円
19 成		年	度標	本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を80%以上とする。		
19 実		年	度績	具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合:90%		
評	:		価	平成19年度における本事業の目標は達成したところであるが、引き続き、過重労働による健康障害防止対策を効果的に 適切な事業運営を図る。	推進するため、平	成20年度においても、
20 年度成	ア! 指	ウ ト	カ ム 標	助言・指導を実施した結果、本事業の実施対象集団のうち、過重労働による健康障害防止に関して改善が図られた集団	の割合を90%以上	とする。
果月	アゥ 指	ァトブ	[°] ット 標	本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を90%以上とする。		
備			考			
事	:	業	名	労働時間等相談センター事業の推進	事業番号	7
実	旅	主	体	(社) 全国労働基準関係団体連合会		
施	策	策 概	要	主要都市の交通至便なターミナル駅等の周辺(全国33カ所)に労働時間等相談センターを設置し、長時間労働の是正、 康確保等に関する労使からの窓口相談、電話相談に対して助言・説明を行う。 なお、17時以降や土曜日にも相談を受け付けることにより利用者の便宜を図っている。	適正な労働時間管	理、職場の安全及び健
予		算	額	17 年 度 18 年 度 19 年 度 398,913 千円	20 年 度	394, 592 千円
19 成		年 目	度標	① 相談件数は、53,000件以上とする。 ② 相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を80%以上とする。		
19 実		年	度績	① 相談件数:54,856件 ② 有益・有用であったとする割合:93%		

評

平成19年度における本事業の目標は達成した。

	ア ウ ト カ 指	ム 標	相談した結果、剝	疑問が解消し、有益・	有用であったとす	- る割合を平成19年度の	5%増の85%以上。	とする。				
果目標	アウトプッ 指	· ト 標	相談件数を平成1	9年度実績の5%増の5	5,650件以上とす。	る。						
備	ā	本	_									
事	業	7	新規起業事業場就	就業環境整備サポート	事業				事業番号	8		
実	施主作	\$	(社)全国労働基	基準関係団体連合会								
施	策概	Ę	新規起業事業場に	こ労働時間制度や安全	衛生体制に係る管	菅理・諸手続についての	専門家を派遣し、	指導、助言を行う。				
予	· 算	頁	17 年 度		18 年 度		19 年 度	146,330 千円	20 年 度	143, 763 千円		
19 成		主票	利用した事業場の	のうち、具体的な就業	環境の整備が図ら	っれた割合を80%以上と	する。			•		
19 実		岩	具体的な就業環境	竟の整備が図られた割	合:99%							
評	i fi	Б	平成19年度におけ	する本事業の目標は達	成した。							
	ア ウ ト カ 指	ム 標	利用した事業場の	のうち、1年以内に具体	本的な就業環境の!	整備が図られた割合を85	5%以上とする。					
果	アウトプッ 指	・ト標	サポート実施事業者数を800社以上とする。									
備	ā	夸	_									
	- Alle		W /// AA SI-H-I- · · ·	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					I. Me -			
事		5		労災診療費審査体制等充実強化対策費 事業番号 9								
実	施主作	 	(財) 労災保険情報	(財)労災保険情報センター								
施	策概	臣	労災診療費請求内	内訳書(レセプト)等の)点検(事務的審査	証)、診療費データの集	債管理等を行わせ	ることにより労災診療療	費の審査体制等	の強化を図る。		
予	. 算	Į	17 年 度	3,884,247 千円	18 年 度	3,759,940 千円	19 年 度	3,493,430 千円	20 年 度	3,534,218 千円		

						_								
19 成	果	手目	度標	労災診療費請求等において、誤請求率を8.34%(平成18年度実績)以下とする。										
19 実	至	丰	度績	誤請求率は、8.85%であり、目標を達成できなかった。										
評			価	目標は達成できていないが、労災診療費の迅速かつ適正な支払を維持していく上で不可欠な事業であるため、上記改善すべ定め、引き続き実施する必要がある。	ドき事項を踏まえ	て新たな成果目標を								
	ア ウ 指	<u>۲</u>	カ ム 標	査定率:1.38%以上 (査定率 … 医療機関側からの請求金額のうち、査定減となった金額の割合)										
果日	ア ウ 指	トプ	゚ット 標											
備			考											
事	Ì	業	名	労災ケアサポート事業経費	事業番号	10								
実	施	主	体	(財) 労災年金福祉協会	·									
施	策	概	要	労災年金受給者及びその家族が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、専門スタッフによる訪問指導等を行うなど、労災年金受給者等の生命 と生活維持に必要不可欠な援護等の実施。										
予	1	算	額	17 年 度 1,986,058 千円 18 年 度 1,920,976 千円 19 年 度 1,714,969 千円 2	20 年 度	1,598,304 千円								
19 成	果	手目	度標	① 本事業に対する利用者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。② 労災年金受給者等に対して、訪問・巡回指導を年間3万件以上実施する。	•									

実 施 主 1	(財)									
施策概	労災年金受給者及びその家族が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、専門スタッフによる訪問指導等を行うなど、労災年金受給者等の生命 生生活維持に必要不可欠な援護等の実施。									
予 算 着	17 年 度 1,986,058 千円 18 年 度 1,920,976 千円 19 年 度 1,714,969 千円 20 年 度 1,598,304	千円								
19 年 月 成 果 目 村	① 本事業に対する利用者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。② 労災年金受給者等に対して、訪問・巡回指導を年間3万件以上実施する。									
19 年 月	① 有用であった旨の評価:99.1%② 訪問・巡回指導の実施件数:32,915件実施									
評	成果目標を達成しているところである。									
20 アウトカ 年 度 成	本事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。									
	労災年金受給者等に対して、訪問・巡回指導を年間3万件以上実施する。									

備 考 17、18年度の予算額については、労災年金相談等支援事業と在宅介護支援事業の合算額である(19年度以降、両事業を統合し、労災ケアサポート事業として実施)。

事 業 名	高齢被災労働者対策費	事業番号	11
実 施 主 体	(財) 労災ケアセンター		
施策概要	高齢重度被災労働者の障害の特性に応じた介護を提供するための施設運営。		
予 算 額	17 年 度 4,147,488 千円 18 年 度 3,303,239 千円 19 年 度 3,155,503 千円	20 年 度	2,999,097 千円
19 年 度成果目標	① 本事業に対する入居者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。② 全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する。		
19 年 度 実 績	① 有用であった旨の評価:95.1%② 入居者数:年平均:約740名、入居率92.4%		
評 価	成果目標を達成しているところである。		
20 アウトカム 年度 環	本事業に対する入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。		
20 年度成果 目標	全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する。		
備考	_		

事 業 名	林業従事者等における安全衛生対策の推進事業	事業番号	12				
実 施 主 体	林業・木材製造業労働災害防止協会						
施策概要	林業において多発する「かかり木」による労働災害を防止するため、巡回指導、研修会の実施等により、安全対策の推進を図るもの。 また、林業における振動障害防止対策を推進するため、チェーンソー取扱事業場及び労働者の調査を行い、特殊健康診断の受診状況をシステム管理し、事業主 等に対し特殊健診の受診勧奨等を行うとともに、特殊健診を受診していない労働者に対して巡回方式による特殊健診を実施する。						
予 算 額	17 年 度 84,438 千円 18 年 度 65,675 千円 19 年 度 56,254 千円	20 年 度	64,628 千円				
19 年 度 成 果 目 標							

19 実	年	度績	① ② ③	改善措置を講じた割合:88.6% 高性能林業機械の安全対策に取り組んだ割合:80.9% 振動障害の有所見率:7.8%
評		価	①(3)	② 目標を達成し、林業における安全対策の取り組みの推進に効果を上げているが、林業が他産業と比較して災害発生率が高い傾向はかわっておらず、引き続事業を実施する必要がある。 目標は達成できていないが、小規模事業場の多い林業に対する健康管理指導等の強化のため、引き続き事業を継続する必要がある。
20年度成果	アウゴ		1 1 2 3	危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を89%以 とする。 高性能林業機械に係る研修会に参加した事業場において、高性能林業機械の安全対策に取り組む事業場の割合を81%以上とする。 振動障害の巡回特殊健診の有所見率を7.7%以下とする。
果目標技	アウト 旨	プット	1 2 3	危険性の調査の実施に係る個別指導を行う(年間合計90事業場) 高性能林業機械に係る研修会を実施する(23府県50名) 全国で7,500人に対し巡回形式の特殊健康診断を実施する。
備	-	考		

事	F	業	名	中小地場総合工事業者指導力向上事業	事業	番号	13
美	£ f	施 主	体	建設業労働災害防止協会			
旅	i j	策 概	要	中小地場総合工事業者による下請業者に対する安全管理能力の向上等を図るため、現場所長や店社に対する研修、モデル	ル事業場	号への個別	川指導等を行う。
于	÷	算	額	17 年 度 230,624 千円 18 年 度 194,265 千円 19 年 度 145,504 千円	20	年 度	93,333 千円
1! 成		年 果 目	度標	事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上る労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、7.6%以上減少させる。	とすると	ともに、	事業対象事業場におけ
1! 第		年	度績	「モデル店社個別指導」の実施後に労働災害防止対策の見直しを行い改善措置を講じた割合:79.2% なお、労働災害の発生件数の減少目標については、平成20年度終了後速やかに評価する予定。			
畜	Ž		価	依然として災害発生件数が多い建設業で更なる労働災害防止対策を推進するため、引き続き事業を実施する必要がある。			
20年度成果目	ア 指	ウト	カ ム 標	事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上。	とする。		
成果目標	ア! 指	ウトフ	ット	① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(72回)。② モデル事業場への個別指導を実施する(293事業場)。③ モデル事業場の取組事例集を作成する。			
俳	Ī		考	_			

事		業		名	安全衛生情報提供等事業 事業番号 14		
争	₹ ;	施	主	体	中央労働災害防止協会		
加	ii į	策	概	要	事業者の安全衛生活動に必要な情報を的確に提供するため、インターネットを通じた災害事例等の安全衛生情報や安全衛生教育ソフトの提供等を行う。技能講習修了者のデータの一元管理を行う。		
う	5	算		額	17 年 度 689, 206 千円 18 年 度 618, 503 千円 19 年 度 493, 934 千円 20 年 度 440, 402 千円		
15		年 果			① 新たに安全衛生情報センターの情報等を利用した安全衛生対策を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を86.3%以上とする。 ② コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を1,580万件、高度視聴覚媒体の利用者数を13,563人(過去3年平均の5%増(以下、同じ。))、展示コーナーの利用者数を57,234人以上とする。		
1 ⁻ 多		年			① 改善措置を講じた割合:91.4% ② アクセス件数:1,862万件、高度視聴覚媒体の利用者数:13,850人、展示コーナーの利用者数:57,230人		
歪	F			1Щ	安全衛生情報システムへのアクセス件数は大幅に増加し目標を達成し、また、利用者への調査では、情報を活用し改善措置を講じた割合が91.4%であるなど情報を活用した事業場の安全衛生対策の実施に大きく貢献している。また、高度視聴覚媒体の利用者数も目標を達成し、展示コーナーの利用者数も目標をほぼ達成しており、社員教育等の一環として効果的に活用された。安全衛生対策の推進のためには、的確な情報の提供等が必要不可欠であるため、引き続き事業の実施が必要である。		
20 日本 アウトカム 指置を講じた事業場の割合を90.0%以上とする。 では、 アウトカム は できない では、 アウトカム では、 アウトカムのアクセス件数を1,862万件、 高度視聴覚媒体の利用者数を13,916人、 展示コーナー 59,167人以上とする。							
果目標	ア指	ウト	・プ	ット 標	① 死亡災害データベースに死亡災害事例を1,500件追加掲載する。 ② 労働安全衛生法に基づき届出された新規化学物質を1,200件追加掲載する。		
偱	Ħ			考			

事 業 名	交通労働災害等防止対策の推進事業	事業番号	15					
実 施 主 体	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	陸上貨物運送事業労働災害防止協会						
施策概要	交通労働災害を防止するため、事業場に対する個別指導等により、ガイドラインに基づく対策を推進する。							
予 算 額	17 年 度 73,765 千円 18 年 度 69,099 千円 19 年 度 59,121 千円	20 年 度	57,681 千円					
	19 年 度成 果 目 標 ① 個別指導対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を実施した事業場の割合を95%以上とするとともに、個別指導対象事業場における交通労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、9.6%以上減少させる。 ② I Tを活用した遠隔による安全衛生管理について、実際の作業に適用し、実証を行うなどにより、実用可能な手法の検討を行う。							

	9 実	年	度績	① 改善措置を講じた事業場の割合:90.8% なお、労働災害の発生件数の減少目標については、平成20年度終了後速やかに評価する予定。 ② ITを使用することにより、「危険な運転操作」及び「走行計画の変更」を把握するための必要な情報を入手し、運転者へ指示を行う手法を開発した。さら にそれらについての有用性について実証試験を実施し、委員会において効果を確認した。
Ē	平		価	① 目標は達成できていないが、個別指導の対象となった事業場が交通労働災害防止規程を見直すなど、事業場における交通労働災害防止の取り組みに効果を上げており、更なる交通労働災害の防止の徹底のため、引き続き事業を実施する必要がある。 ② 目標を達成し、実証試験において交通労働災害防止効果を確認するなど効果を上げており、更なる課題等について検討する必要があるため、引き続き事業を実施する必要がある。
20年度成果目	アヴ指	ウ ト	カ ム 標	交通労働災害防止に関する指導の対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を実施した事業場の割合を95%以上とする。
成果目標	アウ指	トラ	プット 標	① 交通労働災害防止に関する指導を900事業場に対して実施する。 ② ITを活用した遠隔による安全衛生管理について、実際の作業に適用し、実証を行うなどにより、実用可能な手法の検討を行う。
1	前		考	

事	業	名	危険性・有害性等の調査等普及促進事業	事業番号	16				
実	施主	体	中央労働災害防止協会、(社)日本労働安全衛生コンサルタント会						
施	策概	要	事業場の自律的な安全衛生管理活動を推進するため、モデル事業場の育成指導、好事例集等の作成、業種別団体を通じた中小事業場に対する導入支援等により、労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進を図るとともに、企業外専門家による安全衛生診断事業を行う。						
予	算	額	17 年 度 213,856 千円 18 年 度 214,515 千円 19 年 度 164,565 千円	20 年 度	152,586 千円				
19 成	年 果 目	度標	① 本事業の活動に参加した事業対象団体、機械製造メーカー等においてリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を ② 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以 に係る指導を実施した事業場における労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、9.69	上とするとともに					
19 実	年	度績	① リスクアセスメントに取り組む事業場の割合:63.9% ② 改善措置を講じた事業場の割合:96.0% なお、労働災害の発生件数の減少目標については、平成20年度終了後速やかに評価する予定。						
評		価	目標を達成し、危険性又は有害性等の調査等の普及促進に効果を上げており、更なる事業場の危険性又は有害性等の調 実施する必要がある。	査等の普及促進の	ため、引き続き事業を				

20年度成	ア 指	/ 1	カ <i>1</i> 標	① 本事業の活動に参加した事業対象団体、機械製造メーカー等においてリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を6② 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以					
果目			プット 標	① 機械の包括的な安全基準に関する指針に基づく危険性・有害性等の調査等について50の改善事例を作成する。 ② 事業対象団体に対し危険性又は有害性等の調査等相談員を47名養成する。 ③ 専門家による危険性又は有害性等の調査等の診断を450事業場に対して行う。					
ſ	備		考	_					
1	事	業	名	2007年問題に対応する I Tを活用した新しい安全衛生管理手法の構築	事業番号	17			
21.5	夷	施主	体	(社) 日本鉄鋼連盟					
į	施	策 棋	· 要	2007年問題をはじめとする労働現場の変化、これに伴う事業場における安全衛生水準の低下に対応するため、近年進歩6衛生管理手法の構築を図る。	の著しいIT技術	を駆使した新たな安全			
-	予	算	額	17 年 度 18 年 度 103,850 千円 19 年 度 78,259 千円	20 年 度	42, 148 千円			
	.9 戊	年 果 [度	ITを活用した安全衛生管理システムについて、実際の現場に適用し、検証を行うことにより、事業場において実用可能を把握する。 (平成20年度までの時限事業)	能な手法とするた	めの問題点・改善点等			
-	.9 実	年	度績	平成18年度に開発したITを活用した安全衛生管理システムを組み合わせた応用システムについて実証試験を実施し、するとともに問題点・改善点等について検討を行った。	委員会において当	該手法の有効性を確認			
Ē	平		価	目標を達成し、実証試験においてITを活用した安全衛生管理手法がリスク低減に有効であることを確認できたため、	当該手法の普及促	進を図る必要がある。			
20 年度成	指	ウト	力 <i>D</i> 標	ITを活用した安全衛生管理システムについての説明会・展示会を開催し、参加者のうち「ITを活用した安全衛生管理 用について検討する」と回答する割合を50%以上とする。(平成20年度までの時限事業)	理システムを理解	し、当該システムの活			
果日	ア 指	ウト	プット 標	I Tを活用した安全衛生管理システムについての説明会・展示会を開催し、100名以上を参加させる。					
1	前		考						
	<u></u>	 業	D D	じん肺等対策事業	事 张 亞 口	10			
	事 		名		事業番号	18			
	乏	施主	体	特殊健康診断機関					

施	i 9		概要 石綿取扱い事業等の有害業務に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。 ※ 平成20年度からは「危険有害な特定化学物質対策の推進事業」を一部廃止の上統合し、石綿にかかる実態調査、ばく露防止対策の検討等を行う。 ※ 平成20年度からは「呼吸用保護具の性能の確保のための買取り試験の実施」を統合し、呼吸用保護具の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクについて、流通過程において買い取りを実施し、「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施する。						
予	,	算	Ī	額	17 年 度 434,012 千円 18 年 度 520,881 千円 19 年 度 797,029 千円 20 年 度 1,074,951 千円				
19 成) :	年 果	: 目	度標	離職後健診の受診率を59.7%以上にする。 (受診率とは、延べ受診者数を健康管理手帳交付者数で除したものに100を乗じたもの)				
19 実		年	<u>.</u>	度績	受診率:71.3% (平成18年度:59.7%)				
評	Ž.			価	目標を達成し、有害業務従事労働者の離職後の健康管理に効果があったことから、引き続き事業を実施する必要がある。				
20年度成果	ア 指	ウ	.	カ ム 標	① 離職後健診の受診率を61.0%以上にする。 ② 抜き打ちによる買取試験を行い、表示の不具合等軽微な不具合以外の不具合がある呼吸用保護具の割合を5%以下とする。更に規格に適合しない重大な欠陥を生じない状態を維持する。 ③ 石綿ばく露防止対策に係る説明会参加事業場において、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づく対策に取り組む割合を90%以上にする。				
目標		ウト	ヽプ	。 ット 標	① 石綿健康管理手帳の新規交付数を3,370件(H19実績)以上とする。 ② 型式の計画買取り総数に対する買取率を100%とする。 ③ 石綿ばく露防止対策に係る説明会を8回実施する。				
備	i			考					

事	業	名	快適職場形成促進事業	事業番号	19
実	施主	体	中央労働災害防止協会		
施	策 概	要	喫煙対策をはじめ快適な職場環境の形成を図るため、快適職場指針及び喫煙対策ガイドラインの周知、アドバイザーに (申請事業場に対する助言、計画の審査等)を行う。	よる快適職場推進	計画の認定に係る業務
予	算	額	17 年 度 457,434 千円 18 年 度 423,761 千円 19 年 度 397,868 千円	20 年 度	318,051 千円
19 成	年 果 目	度 標	① 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 ② 職場における喫煙対策の実施率を88.2%以上とする。		
19 実	年	度績	① 快適職場推進計画の認定件数:3,082件② 職場における喫煙対策の実施率:89.4%		
評		価	快適職場推進計画の認定件数については、目標数値をやや下回ったが、ほぼ同様の水準であるなど事業場における快適おり、さらなる労働者の安全と健康の確保のため、引き続き事業を実施する必要がある。	な職場環境の形成	えに一定の効果を上げて

						
20 年度成	ア指	ウト	カ ム 標	① 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 ② 職場における喫煙対策の実施率を89.4%以上とする。		
	ア 指	ウトこ	プット 標	都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。(地域の特徴を考慮し、関係機関の啓発も兼ねつつ当該地域の快 討するための会議。)	・適な職場環境の形	が成促進の方策等を検
偱	Ħ		考			
事	¥	業	名	地域産業保健センターの整備事業	事業番号	20
美	E 1	施 主	体	郡市区医師会		
が	i j	策 概	臣 要	小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国347カ所に地域産業保健センターを設置し、労働安全衛生法第19条ける労働者の健康管理に係る国の援助として、健康相談、情報提供等を実施する。		いる小規模事業場にお
寸	5	算	額	17 年 度 2,445,951 千円 18 年 度 2,460,207 千円 19 年 度 2,082,177 千円	20 年 度	2, 202, 477 千円
19		年 果 目	度標	① 健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については53,695人以上、事業者等については23,065人以上とする。 ② 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又に合を86.5%以上にする。	は事業場における	健康管理に取り組む割
1! 第		年		① 労働者 56,962人、事業者等 22,342人 ② 相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合 78.5%		
膏	¥		価	一部目標を達成できなかったものの、健康相談窓口を利用した労働者等の健康確保やメンタルヘルスケア支援に一定の する必要がある。	効果を上げており	、引き続き事業を実施
20年度成果	ア指	ウト	カ ム 標	① 健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については56,963人以上、事業者等については23,065人以上とする。 ② 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又 合を86.5%以上にする。	は事業場における	健康管理に取り組む割
果目標	ア 指	ウト	プット 標	健康相談窓口の実施回数を26,378(H19年度実績26,377回)回以上とする。		
偱	Ħ		考	_		
事	-		 名	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業	事業番号	21
	E J			中央労働災害防止協会	- >/c H	
	i j		要	小規模事業場における安全衛生活動を促進するため、小規模事業場を主な構成員とする団体等に対し、団体が自主的に	行う安全衛生活動	に対し支援を行う。

3	?	算	額	17 年 度	983,	833 千円	18 年	度	890,386 千円	19 年	度	719,148 千円	20	年 度	602, 240 千円
19 年 度 成 果 目 標 事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数を50%以下にする。															
	19 年 度 実 海 平成17年度登録団体事業場 事業開始時(平成16年度)と事業終了後(平成19年度)を比較した場合における労働災害発生件数減少率:28.8%										28. 8%				
全国の50人未満規模の事業場における労働災害減少率が5%程度である一方、本事業による支援を受けた団体の労働災害減少率は28.8 業の効果は確実に得られているものと考える。また、第11次労働災害防止計画においては、5年後の労働災害による死傷者数を15%以上掲げているところ、本事業においては、より高い目標値を掲げ、全体の労働災害発生件数の確実な減少に大きく寄与しようとするものこのように、本事業が一定の成果を上げており、また、今後も小規模事業場において自主的な安全衛生活動が実施できるよう体制整ケであるため、引き続き事業を実施する必要がある。								5%以上減少 るものとし	かさせるという目標を ている。						
20 年度世	ア 指	ウト	カ ム 標	事業開始時と	:比較した団体登	録事業場の	事業終了	後の労	労働災害(休業4日以上)	の発生件	数減少量	率を30%以上にする。			
20									安全衛生活動に対す						
仿	備 考 -														

事	業	名	化学物質の有害性調査等事業	事業番号	22
実	施主	体	中央労働災害防止協会		
施	策 概	要	化学物質について、実験動物を用いたがん原性試験を実施する。さらに、実験動物を用いた長期吸入試験等を行う施設 バイオアッセイ研究センターについて、定期的に国の委託による試験の対象物質の変更を行うことから、これに伴う試験 約20年を経過し施設の老朽化が進んでいることから実験の継続に必要不可欠な試験関連の設備を計画的に改修する。		
予	算	額	17 年 度 1,189,757 千円 18 年 度 1,135,418 千円 19 年 度 1,101,251 千円	20 年 度	1,064,656 千円
19 成	年 果 目	度標	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成19年度試験が終了する予定2物質について、試験結果を公表する。		
19 実	年	度績	19年度に長期発がん性試験が終了した、2-フェノキシエタノール及び1-ブロモブタンについて、既に試験結果報告書公表済である。	が提出されており	、既にホームページに
評		価	安衛法GLPに則った信頼性の高い発がん性試験が適正に実施され、その結果が公表されることは、安衛法第57条の5 て評価できる。	こ定める国の努力	義務を果たすものとし

20年度成果目	ア 指	ウ	トラ	カ ム 標	
	ア! 指	ウト	プ	ット 標	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成20年度に試験が終了する予定2物質について、試験結果を公表する。
偱	Ħ			考	
事	Į.	業		名	労働災害防止対策費補助金 事業番号 23
美	E J	施 :	主	体	労働災害防止団体(6団体)
旅	Ē Ĵ	策 ⁷	概	要	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として労働災害防止団体法の規定により設立された労働災害防止団体(6団体)が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行うもの。
于	,	算		額	17 年 度 2,783,615 千円 18 年 度 2,643,318 千円 19 年 度 2,531,970 千円 20 年 度 2,490,615 千円
19 成		年 果		標	① 労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,858回以上実施する。 ② 全国産業安全衛生大会の参加者数を、11,000人以上とする。 (平成20年度から第11次労働災害防止計画が始まることから、20年度以降の成果目標については、当該計画に準じた具体的災害件数の減少といった目標を設定することを検討)
19 実		年		度績	① 実施回数:1,972回 ② 参加人数:13,023人
音	ŗ.			価	目標を達成しており、事業主の労働災害防止活動に対する技術的支援や労働安全衛生に関する教育・講習などにより、事業場の安全衛生水準の向上に効果をあげており、さらなる労働者の安全と健康の確保のため、引き続き事業を実施する必要がある。なお、効率化を進め補助に係る一般管理費を10%相当削減する等により、経常的経費に係る補助金及び委託費を、今後5年間(平成18年から平成22年度まで)で10%削減することとしている。
20 年度成	ア 指	ウ	トラ	カ ム 標	① 労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ② 業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡者数について、平成19年と比して4%以上減少させる。
成 果 目 標	ア! 指	ウト	プ	ット 標	労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を39,240人以上とする。
偱	i i			考	

事	:	業	名	産業医学振興経費	事 業	番号	24					
実		施 主	体	(財) 産業医学振興財団								
施	i 5	身するため	めの研修	の実施等の事業につい								
予	,	算	額	17 年 度 7,679,158 千円 18 年 度 7,003,706 千円 19 年 度 6,310,984 千円	20 年	F 度	6,058,235 千円					
19 年 度成果 目標 ② 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上を純増させる。												
19 実		年	度績	① 合格率:4位(前年:23位) ② 産業医数:27名増加(平成19年7月1日現在:360名(前年333名))								
評	Ē		価	目標を達成しており、優秀な産業医の輩出に当たって根底をなす医学教育の充実が図られ、また、産業医学教育の実施に保に効果をあげており、さらなる職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康の維持促進のため、引き続き事業を実施なお、産業医科大学の中期目標・中期計画(計画期間:平成16年度〜平成21年度)において、効率的な施設運営、事務の補助に係る一般管理費(人件費を除く。)及び事業費について、中期目標・中期計画の最終年度までに一般管理費16.25%にいる。	をする必要 の合理化、	要がある 、人員配	。 ใ置の適正化等を進め、					
20 年度成	ア 指	ウト	カ ム 標	① 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ② 認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学・医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会 あった旨の回答の割合を80%以上とする。	会の受講	者のうち	、当該講座が有用で					
果		ウトこ	プット 標	① 医師国家試験の合格率については常に全国大学医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。② 産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を500人以上とする。③ 企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ者に対してオープンキャンパスを実施し、これら								
備	i		考									

事 業 名	特定分野における労働者の労働条件の確保・改善対策事業	事業番号	25
実 施 主 体	都道府県労働局・労働基準監督署		
施策概要	労働者の労働条件の確保・改善対策については、主として定期監督において、個別事業場に対し、法の履行を図らせて限りがあることから、集団的に指導することにより法の履行確保を図っている。	いるところである	が、定期監督のみでは
予 算 額	17 年 度 218,000 千円 18 年 度 167,000 千円 19 年 度 100,000 千円	20 年 度	101,000 千円
19 年 度成果 目標	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏る。	まえた取組を行う	旨の回答を80%以上得

	[9 実	年	度績	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を87%得た。										
ij	評		価	平成19年度における本事業の目標は達成したところであるが、平成20年度においても、適切な引き続き適切な指導を行う、										
20年度成	ア指	ウト		都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。										
成果目標	ア指	ウトフ		平成18年度事業において把握した有期契約労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るた 80%以上とする。	めの指導援助を	実施した事業場の割合を								
1	崩		考	_										
1	事	業	名	中小企業勤労者総合福祉推進事業(廃止整理対象事業)	事業番号	26								
517	実 :	施主	体	中小企業勤労者福祉サービスセンター										
j.	施	策 概		中小企業による総合的な福祉事業対策の充実に向けた共同福祉事業の実施体制を確立するため、中小企業の勤労者と事 サービスセンター」を設立し、当該センターが在職中の生活の安定、健康の維持増進、老後生活の安定等総合的な福祉事 中小企業勤労者の福祉の増進を図る。										
-	予	算	額	17 年 度 844, 471 千円 18 年 度 786, 864 千円 19 年 度 686, 150 千円	20 年 度	614,018 千円								
	l9 龙	年 果 目	度	① サービスセンターの総会員数:96万人以上とする。 ② サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を65,500人(18年度実績)以上と ※ 労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補 を設けることとしている。	する。 助については、	平成22年度まで経過措置								
-	[9 実	年	度績	① 中小企業勤労者福祉サービスセンターの総会員数: 969,689人(平成20年3月末現在) ② サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数:46,133人										
11111	評		価	脳・心臓疾患や精神障害の労災認定数が増加する中、中小企業労働者の健康の維持増進に役立っていると評価されるだては平成18年度限りで廃止とした。(ただし、平成22年度までは経過措置を講じるものとする。)	ぶ、事業の見直	しの結果、本事業につい								
20 年度成	ア指	ウト	カ ム 標	サービスセンターの総会員数:97万人以上とする。(過去に補助を受けていたサービスセンターも含む) ※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補 置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。	助につ いては、	平成22年度まで経過措								
果日	114	ウトフ	1.00	サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を46,133人(19年度実績)以上とす ※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補 を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。		平成22年度まで経過措置								

備

考

事	Î	業	名	未払賃金の立替払事業	事業番号	27					
実	施	主	体	(独) 労働者健康福祉機構							
施	策	概	要	未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃 支払うものである。	金の一定範囲につ	いて事業主に代わって					
予	, =	算	額	17 年 度 18,141,376 千円 18 年 度 18,728,141 千円 19 年 度 17,014,606 千円	20 年 度	16, 108, 811 千円					
19 成	9 年 度 成 果 目 標 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)。なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 ① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均30日以内を堅持する。 ② 再建型の民事再生事案等については、債務承認書又は弁済計画書未提出ないし弁済不履行のすべての再生債務者等に対して、提出督励及び弁済督励を行										
19 実		年 度 績 ① 立替払の迅速化として、支払までの期間を対前年度比3.0日短縮して、25.6日とした。 ② 立替払金の求償について、債権の回収を図るため、再建型の民事再生事案等について、債務承認書又は弁済計画書が提出されない再生債務者等136事業所全体について計158回の提出督励を実施した。また、指定期日に弁済が行われていない205事業所全体について計279回の弁済督励を実施した。									
評			価	目標を達成しているが、企業が倒産した場合において労働者の救済を早期に図り、労働者の生活の安定を図る施策(セり、また、本事業の利用実績が高水準で推移していることから、引き続き実施する必要がある。	ーフティーネット)として定着してお					
20 年	ア ウ 省	.	カ ム 標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間平成20年度における目標は以下のとおり。 ① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を「平均30日以内」を堅持し、平成19年度実績を定着させる		平成21年3月)。なお、					
度成果 アウトプット											
備			考	_							

事 業 名	中小企業退職金共済事業 事業番号 28						
実 施 主 体	(独) 勤労者退職金共済機構						
施策概要	労働保険特別会計労災勘定により掛金助成を行い、中小企業退職金共済制度への加入にともなう事業主負担を軽減し、退職金制度の普及を図る。						
予 算 額	17 年 度 2,207,673 千円 18 年 度 2,046,409 千円 19 年 度 1,922,017 千円 20 年 度 1,751,943 年						
19 年 度成果目標	中退制度において、中期目標期間中に、新たに加入する被共済者数を1,595,000人とする。なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 (独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標対象期間:平成15年10月~平成20年3月) 新たに加入する被共済者数を354,460人以上確保する。						

19 実		度績	415, 249人									
評		価	目標を達成しており、中小企業退職金共済制度の加入促進を図るために有効であったと評価される。	目標を達成しており、中小企業退職金共済制度の加入促進を図るために有効であったと評価される。								
20 年度成	アウト 指	カ ム 標	在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成19年度末2,911,000人)									
果日	アウトコ 指	プット 標	新規加入被共済者数(平成20年度: 400, 600人)									
備		考	_									
事	業	名	安全衛生関係等調査研究 (平成20年度より「労災関係等調査研究」に変更)	事業番号	29							
実	施主	体	民間調査機関等									
施	策 概	要	① 個人業務請負契約に基づき就業する者の実態調査(19年度限り)② 小規模事業場における安全衛生管理体制・活動の実態調査(19年度限り)③ 石綿による疾病に関する症例収集及び分析④ 振動障害診断のための冷水浸漬皮膚温検査法(12℃5分法)に関する調査研究									
予	算	額	17 年 度 18 年 度 19 年 度 40,064 千円	20 年 度	32,947 千円							
19 成	年 果 目	度	 ① 調査を適切に実施し、その分析結果をまとめると共に、実効ある対処方針等についても検討し、報告書にまとめる。 ② 実態調査・検討を適切に実施し、国の支援方策の在り方等についての報告書をとりまとめる。 ③ 症例収集及び研究を適切に実施し、報告書をとりまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。 ④ 調査研究を適切に実施し、報告書をとりまとめ、検査結果の評価のための基礎資料を得る。 									
19 実		① 使用従属性が高い業務委託契約者の課題と課題解決の方向性等が分かる報告書をとりまとめた。 ② 調査検討結果に基づき、「小規模事業場における安全衛生管理体制の在り方等に関する調査検討報告書」を平成20年3月に取りまとめた。 ③ 計画書に基づき、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚、石綿肺及び石綿小体にかかる症例及び知見の収集が適切になされ、労災認定のための基礎資料を得た。 ④ 計画書に基づき、 冷水浸漬皮膚温検査法(12℃5分法)に係る被験者データの収集が適切に実施され、検査手技検討のための基礎資料を得た。										
評		価	① 平成19年度における本調査研究の目標は達成したところであるが、平成20年度においても、引き続き適切な調査研究を② 今後の施策の参考となる調査結果が得られたと評価できる。 ③④ 目標を達成したが、症例等の基礎資料の収集は、労災認定を迅速かつ適正に行っていく上で今後も不可欠なものである。		施する必要がある。							

	アウトカム③ 症例収集及び研究を適切に実施し、報告書をとりまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。指 標④ 調査研究を適切に実施し、報告書をとりまとめ、検査手技の評価のための基礎資料を得る。											
果日	ア ウ 指	トプ	ット 標									
備			考									
事		<u></u> 業	名	個別労働紛争対策事業	事業番号	30						
実	施	主	体	都道府県労働局								
施	策	概	要	平成13年10月より施行されている、労働関係から生じるあらゆる紛争の解決促進を目的とする「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、以下の事業を実施。 1 総合労働相談窓口の運営(全国約300カ所) 2 都道府県労働局長の助言・指導 3 個別労働紛争の自主的解決の援助								
予	, =	算	額	17 年 度 651,823 千円 18 年 度 570,656 千円 19 年 度 598,130 千円	20 年 度	600,639 千円						
19 成	果	年目	度標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言及び指導の処理期間1か月以内の	つものの割合93%を	上回る。						
19 実		年	度績	95. 5%								
評			価	達成								
	ア ウ 指	' F.	カ ム 標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言及び指導の処理期間1か月以内の	つものの割合94%を	上回る。						
果日	アウ 指	トプ	ット 標	助言・指導申出受付件数(平成20年度計画数:6,261件)								
備			考									
事	- 1	業	名	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施事業	事業番号	31						
実	施	主	体	(財)国際研修協力機構	<u>ı</u>							

施	「技能実習制度」は、開発途上国等に対する技能移転を図ることを目的とし、技能実習生を労働基準法上の労働者と位置づけて実習を行う制度である。近年、国際化の進展等により、我が国で就労する技能実習生の増加が顕著であり、それに伴い技能実習生に係る業務上の事故・疾病及び賃金・労働時間等就業に関する問題も増加している。 本事業は、技能実習生受入企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図るとともに制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とし、以下の事業を行っている。 安全衛生対策検討委員会の設置 ・ 実習生受入れ企業等に対する助言・指導等の実施 ・ 適正な労災保険給付の確保									
子	•	算	額	17 年 度 68,161 千円 18 年 度 61,156 千円 19 年 度 57,394 千円 20 年 度 57,945 千円						
19 成		年目	度 ② メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 360件以上 ③ JITCOが実施する「技能実習生の労働災害発生状況調査」中の労災事故発生率 0.4%以下							
19 実		年	度績	① 実地指導の実施 558件 ② 実地指導の実施 90件 ③ 労災事故発生率 0.52%						
評	Ī		価	目標の①、②は一部達成しているが、目標の③労災事故発生率「0.4%以下」は「0.52%」であったので達成していない。この原因は、技能実習生が母国との 就業環境、言語等の相違から生じる安全衛生上の問題、母国との生活習慣等の相違から、心身のストレスによる精神衛生上の問題など、日本人労働者にはない特 殊な事情を有していることによる。したがって、近年技能実習生の増加に伴い労災事故・疾病件数が増加していることから、引き続き事業を効果的に実施する必 要がある。						
20 年度出	アゥ 指	ァト	カ ム 標	JITCOが実施する「技能実習生の労働災害発生状況調査」中の労災事故発生率 0.4%以下						
果日		トプ								
備	i		考	_						

事 業 名	家内労働者の安全衛生対策事業	事業番号	32			
実 施 主 体 都道府県労働局、(社)全国労働衛生団体連合会						
施策概要	家内労働者の安全衛生を確保するため、以下の事業を実施するもの。 1 家内労働者の災害防止状況、健康管理、作業環境等家内労働の実態を把握するため個別訪問し、適切な指導を行う。 2 家内労働者の安全衛生・健康管理について、委託者及び家内労働者の自主的取組を促進するため、自主点検及び集団 3 危険有害業務に従事する家内労働者が多くいる地域において、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早 康相談事業を実施する。 4 粉じん作業等有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防のために、各都道府県労働局を通じて え、各都道府県にある健診機関において特殊健康診断を実施する(平成19年度限り)。	期発見及び予防の				

予		算	額	17 年	度	50	0,305 千円	18	年	度	36,418 千円	19 4	F 度	32,966 千円	20	年	度	24,789 千円
19 年 度成 果 目標 受診勧奨に従って特殊健康診断(自己負担有り)を受診した家内労働者数を、計画する健診予定者数の80%以上とす						定者数の80%以上とする。	o											
19 年 度 実 績 72.0%																		
評			価	目標は未	目標は未達成であった。なお、特殊健康診断事業については、平成19年度限りのものである。													
20 年度点	ア 指	ウト	カ ム 標	安全衛生 上とする。	指導員	員による個別:	指導におい	て、	要改善	事項か	ぶあった者(委託者・家	内労働者)につい	いて、指導の結果、改善	の意向	あり。	と回答	した者の割合を80%以
20																		
備			考	_														

事	業	445	名	働く女性の母性	生健康管理対策推定	進費						事業番号	33
実	施	主	体	(財)女性労働	(財) 女性労働協会、(独) 労働者健康福祉機構								
施	策	概	亜	置を推進していく また、調査及び 理に関する効果的 さらに、産業医	女性労働者・企業を対象として、母性健康管理の措置の実態に関する調査を全国的に実施し、母性健康管理措置の現状や課題について分析し、母性健康管理措置を推進していくための施策の提言を行う。 また、調査及び分析の結果を踏まえ、企業における母性健康管理に関する環境整備を進めるため、様々な媒体を活用し、女性労働者・企業等に対し母性健康管理に関する効果的な情報提供、周知・啓発を実施する。 さらに、産業医等産業保健スタッフ・企業の人事労務担当者を対象に研修を実施し、母性健康管理に関する必要な知識やノウハウを効果的に付与することにより資質の向上を図り、企業における母性健康管理体制の整備を推進する。								
予	算	Ĺ	額	17 年 度		18	年 度	54,057 千円	19 年	度	72,081 千円	20 年 度	64,469 千円
19 成	年 果		度標	研修を受講した	こ産業医等の属する	る事業場の	うち、実際	に母性健康管理措置の充	実等母性健	康管理	に関する取組みが進ん	だ事業場の割合	を80%以上とする。
19 実	年	=	度績	83.8%									
評			価		企業における母性 売き事業の実施が収		本制の整備	に効果を上げており、今	後も妊娠中	又は出	産後の女性労働者が安	全に働くことが [、]	できる職場環境の整備を

20 年度成	ア 指	ウト	カ ム 標	研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組みが進ん	だ事業場の割合を	80%以上とする。			
果日	ア 指	ウトン	プット 標	母性健康管理サイトのアクセス数を100,000件とする。					
偱	荆		考						
事	F	業	名	女性と仕事総合支援事業	事業番号	34			
美	€ ;	施主	体	(財) 女性労働協会					
が	拉	策 概	要	男性に比べ働く上で困難な状況に直面することが多い女性労働者に対し、職場でのストレスや過労等による精神的・身で、かつ、その能力を十分発揮できるようにするための相談、情報提供などの事業を集中的に行う。	体的な問題に対処	し、女性労働者が健康			
寸	7	算	額	17 年 度 204,727 千円 18 年 度 186,989 千円 19 年 度 177,786 千円	20 年 度	174,611 千円			
1! 成	9 戈:	年 果 目	度標	① 健康に関する相談件数 2,400件 ② 健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処方法を見出すことができた」又は「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果 が得られた旨の回答を利用者の80%以上から得る。					
1! 第		年	度績	① 2,792件 (2,368件) ② 97.4% (90.9%)					
言	平		価	①②とも目標を上回った。					
20 年度出	ア 指	ウト	カ ム 標	健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処方法を見出すことができた」又は「健康問題が具得られた旨の回答を利用者の85%以上から得る。	体的に解決された	」等、具体的な成果が			
果日		ウトン		健康に関する相談件数 2,500件					
俳	前		考	_					
事	<u> </u>	 業	 名	総合的短時間労働者対策推進費	事業番号	35			
	F			(廃止整理対象事業) (財)21世紀職業財団	尹 未 畄 万	55			
ラ が			平 ——— 要	(R1)21 世紀極美州団 短時間労働者の雇用管理の改善に向けた取組を実施する事業主に対して助成金を支給する。					
一 于		ァ (X) 算	安 額	短時間方側名の雇用管理の収費に同りた取組を実施する事業主に対して助成金を文結する。 17 年 度 834,116 千円 18 年 度 766,358 千円 19 年 度 175,489 千円	20 年 度	62, 968 千円			
,		<i>→</i> *	нл	10, 100, 100 10 10 10 10 10		02, 000 111			

	19 成	年 果 目	度標	短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けた事業所のうち、支給の1年後において支給対象となった制度が継続 る割合を80%以上とする。	して運用され、かつ	適用されるものがい								
	19 実	年	度績	86.7%(平成20年5月末現在)										
İ	評		価	助成金制度の趣旨について周知・広報に努めた結果目標を達成することができた。										
20年度成	ア指	ウト		短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けた事業所のうち、支給の1年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがいる割合を80%以上とする。										
果	ア指	ウトフ	[°] ット 標	助成金支給件数(事業主向け助成金) 245件										
,	備		考											
	事	業	名	トラック運転者に係る改善基準遵守徹底等支援事業 (平成20年度新規事業)										
	実	施主	体	(社) 全日本トラック協会										
-	施	策 概	要	依然として長時間労働の実態にあるトラック運転者の就業環境の改善を図るため、長時間労働の抑制・改善基準遵守徹 事例集を活用したセミナーの開催、荷主に対する広報などを実施するもの。	底に取り組んでいる	る好事例集の作成、好								
	予	算	額	17 年 度 18 年 度 19 年 度	20 年 度	35,012 千円								
20年度出	ア指	ウト	カ ム 標	セミナーに参加したトラック事業者から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を80%以上得る	0									
	ア	ウトフ		全国3箇所で計900のトラック事業者等を対象にセミナーを開催する。										
,	備		考	_										
		₩-	h	坐巛 左 入 扣 但 柃 Ц 古 學	* * * * D	0.7								
	事 	業	名	労災年金担保貸付事業 (XL) によりではおけま	事業番号	37								
	実 :		体	(独) 福祉医療機構										
,	施	策概	要	労働者及びその遺族の援護を図ることを目的として、年金たる保険給付を受ける権利を有する者に対する当該権利を担	<u> </u>	金貸付事業を行う。 								
	予	算	額	17 年 度 34,941 千円 18 年 度 33,848 千円 19 年 度 32,962 千円	20 年 度									

19 成	年 果 目	度標	中期目標期間中に、借入申込から貸付実行までの期間を、平成15年度(概ね4週間)に対し、1週間(事務処理日数5日) 構中期目標対象期間:平成16年4月~平成20年3月)	短縮する。(独立	7.行政法人福祉医療機
19 実	年	度績	受託金融機関の申込締切日から貸付実行(借入申込者の口座へ入金)までの期間の事務処理日数が22.5日(概ね4週間)ら17.5日(概ね3週間)となり、5日間短縮した。	(平成15年度の平	Z均事務処理日数)か
評		価	独立行政法人による事業であるため、独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする。		
備		考	独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成20年度からは、運営費交付金を廃止した。		
			,		
事	業	名	海外派遣労働者に対する安全衛生確保事業 (平成20年度より、一部廃止の上、「安全衛生情報提供等事業」に統合)	事業番号	38
実	施主	体	中央労働災害防止協会		
施	策 概	要	海外進出企業における労働安全衛生水準の向上、労働安全衛生分野における国際協力の促進のため、諸外国の情報収集 国の安全衛生団体の担当者に対する労働衛生に関する研修を行う。	及びホームページ	等を通じた提供、途上
予	算	額	17 年 度 207, 192 千円 18 年 度 178, 983 千円 19 年 度 154, 159 千円	20 年 度	
19 成	年 果 目) 西	① 情報提供事業 新たに国際安全衛生センターの情報等を利用した事業場において、新たに労働災害防止対策に取り組む予定である割合 ② 海外進出先国研修協力事業 研修事業参加国において、当該研修を踏まえ新たに安全衛生対策に取り組む予定である割合を91%以上にする。 ③ 事業の廃止・整理について 国際安全衛生センター運営事業については、労働福祉事業見直し検討会における指摘を踏まえ、今後平成19年度に事業る予定であり、事業の廃止、整理に向けて作業を進める。		
19 実	年	度績	① 82.5%② 92%③ 平成19年度をもって廃止		
評		価	本事業は平成19年度をもって廃止したものである。		
備		考			
			4.16.70c 人比·		
事	業	名	危険有害な特定化学物質対策の推進事業 (平成20年度より、一部廃止の上、「じん肺等対策事業」に統合)	事業番号	39
実	施 主	体	建設業労働災害防止協会、日本作業環境測定協会		
施	策 概	要	石綿、ダイオキシン類、シックハウス関連化学物質対策の充実を図るため、これらの危険有害な化学物質にかかる実態	調査、ばく露防止	対策の検討等を行う。
予	算	額	17 年 度 194,885 千円 18 年 度 354,709 千円 19 年 度 211,338 千円	20 年 度	

19 年 度成果 目標	石綿ばく露防止対策に係る説明会参加事業場において、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニ 90%以上にする。	ュアル」に基づく対	策に取り組む割合を
19 年 度 実 績	今後実施する者も含め、98.8%が実施するとしている。		
評 価	「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づく対策に取り組む割合を90%以上にする。 であったと評価できる。	。」との目標は達成	され、効果的な事業
備考			
事 業 名	「呼吸用保護具の性能の確保のための買取り試験」実施事業 (平成20年度より、「じん肺等対策事業」に統合)	事業番号	40
実 施 主 体	(社) 産業安全技術協会		
施策概要	呼吸用保護具の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクについて、流通過程において買い取りを実施し、「Iの規格」に定める試験を実施する。	坊じんマスクの規格	」及び「防毒マスク
予 算 額	17 年 度 18 年 度 61,176 千円 19 年 度 35,131 千円	20 年 度	
19 年 度成果目標	抜き打ちによる買取り試験を行い、表示の不具合等軽微な不具合以外の不具合がある呼吸用保護具の割合を5%以下とす	-る。	
19 年 度	4. 88%		
評価	目標を達成しており評価できる。更に、不具合のあった事案についても、メーカーに対して早急に対応するよう指示し	自主的に改善を求め	ている。
備考	_		
事 業 名	有期契約労働者就業環境改善プロジェクト (平成19年度限り廃止事業)	事業番号	41
実 施 主 体	都道府県労働局		
施策概要	有期労働契約に関する法令等制度の内容を周知啓発するとともに、都道府県労働局に「労働条件確保改善推進委員会」 働者の就業環境の改善に向けた全体計画を策定し、地域の事業主団体に、①改善を進める事業場(対象事業場)の選定、(る制度の問題点(労働条件、健康診断・安全衛生教育の実施状況、福利厚生、教育訓練等における正規雇用者との間の格 善計画)の策定、③改善計画に沿った具体的な取組の推進を行う。	②対象事業場におけ	る有期労働契約に係
予 算 額	17 年 度 18 年 度 200,714 千円 19 年 度 158,228 千円	20 年 度	
19 年 度成果 目標	平成18年度事業において把握した有期契約労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るた 80%以上とする。	めの指導援助を実施	した事業場の割合を

19 実	年	度績	指導援助を実施した事業場の割合:89%		
評		価	平成19年度における本事業の目標は達成した。		
備		考	_		
					_
事	業	名	中小企業福祉事業費 (平成19年度限り廃止事業)	事業番号	42
実	施主	体	都道府県知事		
施	策概	要	1 中小企業における労務管理の向上等を図るため、中小企業労働施策アドバイザーによる指導等の事業を行う都道府県 2 中小企業を中心とする労使双方からの労働相談・情報提供ニーズに的確に対応するため、労働相談員の配置等により 府県に対して補助を行う。		
予	算	額	17 年 度 153,634 千円 18 年 度 118,263 千円 19 年 度 50,703 千円	20 年 度	
19 成	年 果 目	度標	中小企業施策アドバイザーにより労務改善指導を行った事業所について、指導後6ヶ月以上経過した事業所を調査対象 所の比率を1/2以上とする。	とし、労務改善済る	み又は改善途中の事業
19 実	年	度績	69%(平成20年6月調査)		
評		価	労務改善済み又は改善途中の事業所の比率が1/2を大きく上回り、目標達成。		
備		考	-		
事	業	名	労災病院の運営	事業番号	43
実	施主	体	(独) 労働者健康福祉機構		
施	策 概	要	労災特有の疾病に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供する。 また、各都道府県に設置してある産業保健推進センターと連携し、事業主及び勤労者に対する健康確保に関する啓発活場における産業保健活動の支援を行う。 さらに、民間病院では行うことが困難な勤労者医療を全国的なネットワークを構築して提供し、被災労働者の早期職場 いて重要な役割を果たしている。		
予	算	額	17 年 度 11,494,747 千円 18 年 度 11,281,178 千円 19 年 度 11,433,445 千F	20 年 度	10,666,270 千円

19 成	年 果 目	渂	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 ① 筑豊労災病院については、平成20年3月31日までに廃止する。平成19年度を統合予定時期とする統廃合対象病院については、それぞれの現状に則して作業を進める。 ② 各労災疾病研究センターにおいて、騒音、電磁波等による感覚器障害分野、業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)分野に関し、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース(ホームページ)を構築し、既存のデータ・ベース(ホームページ)と併せてアクセス件数62,000件以上を得る。 ③ 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、40%以上の患者紹介率を確保する。イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、13,000人以上を対象にモデル医療の普及を行う。ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ23,000件以上の受託検査を実施する。 ④ 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、63,000人以上の救急搬送患者を受け入れることが可能な体制を整備する。 ⑤ 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。
19 実	年	度績	 ① ・ 筑豊労災病院は、平成20年3月31日をもって廃止。 ・ 平成20年4月1日に岩見沢労災病院を本院、美唄労災病院を分院として統合すると同時に、岩見沢労災病院を北海道中央労災病院に、美唄労災病院を北海道中央労災病院せき損センターにそれぞれ改称。 ・ 平成20年4月1日に九州労災病院を本院、門司労災病院を分院として統合するとともに、門司労災病院については、九州労災病院門司メディカルセンターに改称。 (前年度実績:岩手労災病院について、平成18年3月31日廃止)。 ② アクセス件数:130,638件(前年度実績:99,043件)。 ③ 有用であった旨の評価:77.7%(前年度実績:74%)。 ア 患者紹介率:49.8%(前年度実績:44.7%)。 イ モデル医療の普及対象者数:20,436人(前年度実績:22,395人)。 ウ 受託検査実施件数:29,082件(前年度実績:27,538件)。 ④ 救急搬送患者受入数:68,206人(前年度実績:67,942人)。 ⑤ 全労災病院における平均満足度:80.6%(前年度実績:78.7%)。
評		価	独立行政法人による事業であるため、独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする。

	ア指	ウト	カ ム 標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間;平成16年4月~平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は、以下のとおり。 ① 利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ② 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を80%以上得る。
20年度成果目標	ア指	ウトこ	標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間;平成16年4月~平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は、以下のとおり。 ① 各労災疾病研究センターにおいて、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータベース(ホームページ)を構築し、既存のデータ・ベース(ホームページ)と合わせてアクセス件数100,000件以上を得る。 ②地域医療連携室において次のような取組を行う。 ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、40%以上の患者紹介率を確保する。 イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、15,000人以上を対象にモデル医療の普及を行う。 ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ25,000件以上の受託検査を実施する。 ③ 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、63,000人以上の救急搬送患者を受け入れることが可能な体制を整備する。
1	莆			① 予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。なお病院の運営(研究事業を除く)については、運営費交付金は使用していない。② 平成19年12月24日独立行政法人整理合理化計画において、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の労災病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、必要な措置を講ずる。その際、近隣に国立病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で労災病院と国立病院との診療連携の構築について検討を行う。その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了までに、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うとされた。

事	業	名	医療リハビリテーションセンターの運営	医療リハビリテーションセンターの運営 事業番号 44				
実	施主	体	(独)労働者健康福祉機構					
施	策 概	要	被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供する。					
予	算	額	17 年 度 11,494,747 千円 18 年 度 11,281,178 千円 19 年 度 11,433,445 千円	20 年 度	10,666,270 千円			
19 成	年 果 目	度標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月〜平成21年3月)なお、平成19年度 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、 携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。	にける目標は以下 職業リハビリテー	のとおり。 ションセンターとの連			
19 実	年	度績	80.4%(前年度実績:81.1%)。					
評		価	独立行政法人による事業であるため、独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする。					

	ア ウ 指	7 ト	カ ム 標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)。なお、平成20年度四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、 携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。	にける目標は以下 職業リハビリテー	のとおり。 ションセンターとの連		
果日	ア ウ 指	トフ	[®] ット 標	_				
備			考	予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。				
事		業	名	総合せき損センターの運営	事業番号	45		
実	施	主	体	(独) 労働者健康福祉機構				
施	策	概	要	被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供する。				
予	-	算	額	17 年 度 11,494,747 千円 18 年 度 11,281,178 千円 19 年 度 11,433,445 千円	20 年 度	10,666,270 千円		
19 成	、果	年 : 目	度標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連 等等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。				
19 実		年	度績	85.0%(前年度実績:82.5%)				
評			価	独立行政法人による事業であるため、独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする。				
20 年度成	アゥ 指	7 ト	カ ム 標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)。なお、平成20年度 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推 携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。	における目標は以 進し、せき髄損傷	下のとおり。 者職業センターとの連		
果日	アウ 指	トフ	[°] ット 標	_				
備			考	予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。				
4	•	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	A	- 学祭 Ⅱ 5 ビリテ、3 / - 1 / 佐要託の運営	事 米 巫 口	40		
事		業	名	労災リハビリテーション作業所の運営 (VI) XX は は は は は は は は は は は は は は は は は は	事業番号	46		
実	施		体	(独) 労働者健康福祉機構	汗・健康祭理の下	で収化業に従事を昇る		
施	策	概	要	一人所有の自立更正の援助という自的に応した、より効果的な運営を行うとともに、人所有値々の状况に応した適切な生活とにより自立能力の確立を図る。	向・ 健康官理(/) ↑	(粧)大に化事させる		
予		算	額	17 年 度 11,494,747 千円 18 年 度 11,281,178 千円 19 年 度 11,433,445 千円	20 年 度	10,666,270 千円		

19 成	年 果 目	度標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 在所者個々人の障害特性、希望に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援や、作業内容の見直しを行い、社会復帰率を前年 度実績に比し1ポイント以上高める。
19 実	年	度績	社会復帰率:30.4% (前年度実績:26.0%)。
評		価	独立行政法人による事業であるため、独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする。
20 万井度成	プ ウト	カ ム 標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月〜平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 在所者個々人の障害特性、希望に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援や、作業内容の見直しを行い、社会復帰率を前年 度実績に比し1ポイント以上高める。
成果目標	アウトプ f	[°] ット 標	
備		考	① 予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。 ② 平成19年12月24日独立行政法人整理合理化計画において、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小廃止することとされた。

事業名	事業番号 事業番号						
実 施 主 体	(独)労働者健康福祉機構						
施策概要	産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。						
予 算 額	17 年 度 11,494,747 千円 18 年 度 11,281,178 千円 19 年 度 11,433,445 千円	20 年 度	10,666,270 千円				
19 年 度 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のと 成 果 目 標 遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得る。							
19 年 度 実 績	慰霊の場にふさわしいとの評価:90.8% (前年度実績:92.9%)						
評価	独立行政法人による事業であるため、独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする。						
20 アウトカム 年指 度	独立行政法人労働者健康福祉機構の20年度計画を達成する。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。						
20 年度成果 月 末 アウトカタ標 アウトプット ボートで アウトプット標	_						
備考	予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。						

Ē	F	業	名	産業保健推進センターの利用促進事業 事業番号 48					
5)	施 ョ	È 体	(独)労働者健康福祉機構					
方	包	策	既要	労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与するため、産業保健関係者に対する研修、相談を実施する。また、ホームページ等を通じて産業 保健に関する情報を提供する。					
=	ř	算	額	17 年 度 11,494,747 千円 18 年 度 11,281,178 千円 19 年 度 11,433,445 千円	20 年 度	10,666,270 千円			
	9 戈	年 果 [度 標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 ① 産業保健関係者に対し、各地域のニーズに応じて延べ2,000回以上の研修を積極的に実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9,600件以上確保する。 ② 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報提供を行うとともに、ホームページのアクセス件数については650,000件以上得る。 ③ 各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。					
	9 匡	年	度績	度 績 ② ホームページアクセス件数:1,179,015件(前年度実績:832,429件) ③ 地域産業保健推進センターのコーディネーターを対象とする能力向上のための研修回数:各センターで年1回以上開催し、合計で76回(前年度実績:73回)					
量	平		価	独立行政法人による事業であるため、独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする。					
20 年	ア指	ウト	、力 <i>1</i> 根	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)。なお、平成20年度 産業保健関係者を対象とした研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価					
年度成果目標	ア 指	ウト	プット 概	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)。なお、平成20年度 ① 産業保健担当者に対し、各地域のニーズに応じて延べ2,700回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの ② 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する ジのアクセス件数については1,000,000件以上得る。 ③ 各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。)相談を10,000件」	以上確保する。			
ſ	崩		考	① 予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。② 平成19年12月21日政策評価・独立行政法人評価委員会の業務の集約化を図るとともに次期中期目標期間において、運け、同日厚生労働省の見直し案において、同内容の見直しの決定を行った。	営経費の3割削減る	を図る旨の勧告を受			

事 業 名	勤労者予防医療センターの運営	事業番号	49				
実 施 主 体	(独)労働者健康福祉機構						
施策概要	勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進する。						
予 算 額	17 年 度 11,494,747 千円 18 年 度 11,281,178 千円 19 年 度 11,433,445 千円	20 年 度	10,666,270 千円				

19 年 度成果目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 ① 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ128,000人以上 ② メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ18,000人以上 ③ 勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3,500人以上実施 ④ 利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る
19 年 度 実 績	 ① 過労死予防対策の指導:157,032人(前年度実績:135,238人) ② 電話相談:23,829人(前年度実績:18,580人) ③ 生活指導:3,864人(前年度実績3,884人) ④ 有用であった旨の評価:90.6%(前年度実績:90.9%)
評 価	独立行政法人による事業であるため、独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする。
20 アウトカム 年 度 第	
年度成果 指 ア カ ア お ア り ト プ ッ ト プ ・ の ト の に の の に に に に に に に に に に に に に	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月〜平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ148,000人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ18,000人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3,700人以上実施する。
備考	予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。

事	業	名	海外勤務健康管理センターの運営 事業番号 50					
実	施主	体	(独) 労働者健康福祉機構					
施	策 概	要	海外派遣労働者に対する健康診断を行うほか、健康に関する相談・疾病予防・海外の医療衛生情報について調査・研究を行い、そのデータを随時提供する。					
予	算	額	17 年 度 11,494,747 千円 18 年 度 11,281,178 千円 19 年 度 11,433,445 千円 20 年 度 10,666,270 千円					
19 成	年 果 目	倧	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 ① 健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を13,100人以上確保するとともに、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。 ② 海外派遣労働者の健康管理、メンタルヘルスに関する調査研究成果及び巡回健康相談で収集した海外医療情報等をホームページで情報提供し、35,000件以上のアクセスを得る。					
19 実	年	度績	① 施設サービス利用者数:17,614人(前年度実績:15,907人)、有用であった旨の評価:92.5%(前年度実績:95.2%) ② ホームページアクセス件数:56,980件(前年度実績:55,275件)					
評		価	独立行政法人による事業であるため、独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする。					

20 年	アウトカム指 標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 日外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を90%以上得る。
及成果目標	指 標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を15,000人以上確保する。 海外派遣労働者の健康管理、メンタルヘルスに関する調査研究成果及び巡回健康相談で収集した海外医療情報等をホームページで情報提供し、55,000件以 クセスを得る。
備	考	予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。 平成19年12月24日独立行政法人整理合理化計画において、海外勤務健康管理センター等業務については、全ての業務を廃止するとされた。

事 業 名	海外巡回健康相談事業	事業番号	51				
実 施 主 体	(独)労働者健康福祉機構						
施策概要	海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行う。						
予 算 額	17 年 度 11,494,747 千円 18 年 度 11,281,178 千円 19 年 度 11,433,445 千円	20 年 度	10,666,270 千円				
19 年 度成果 目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月~平成21年3月)なお、平成19年度 海外に在留する邦人労働者から、海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。	における目標は以	下のとおり。				
19 年 度	海外での健康管理に有用であった旨の評価:93.4%(前年度評価:97%)						
評 価	独立行政法人による事業であるため、独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする。						
20 アウトカム 年 度 成		における目標は以	下のとおり。				
備 考 ① 予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。 ② 平成19年12月24日独立行政法人整理合理化計画において、海外勤務健康管理センター等業務については、全ての業務を廃止するとされた。							

事	業	名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金	事業番号	52
実力	施主	体	(独) 労働安全衛生総合研究所		
施り	策 概	要	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係ってうこと。	る事項に関する総	合的な調査及び研究を

予	算	額	į	17 年 度		18 年 度	1,679,843 千円	19 年 度	1,694,452 千円	20 年 度	1,697,149 千円
19 成	年 果		;	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標を達成する。(対象期間:平成18年4月~平成23年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報 書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ年間340回以上及び170報以上報告とする。							
19 実	年	度績		講演・口頭発	表等:369回(目標の約1	1倍)、論文発表	長等:333報(目標の約2	. 0倍)			
評		価	i	独立行政法人	、による事業であるため、	独立行政法人評価	近委員会の評価をもって	評価とする。			
	平 ア ウ ト カ ム 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査教 度 指 告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ年間340回以上及び170報以上報告とする。										
Ⅱ → Ⅰ	アウト 旨		ト 標	基盤的研究の)課題数を前中期目標期間	平均数の8割以下	を目標とし、プロジェク	7ト研究に重点化	を図る。		
備		考		予算額は運営	営費交付金の額。						
	NII.			最新の知見に	こよる職業性疾病等の予防	対策普及促准等事	拿				
事	業	名		(平成20年度			- //			事業番号	53
実	施	主体	:	(独)労働安	产全衛生総合研究所						
施	策	概 要	計	職業性疾病等 対等を行う。ま	について、国内外の第一 た、得られた知見等につ	線の学術研究員に いて、セミナー等	こよるワークショップを 幹を実施し、広く情報の	開催するとともに 共有・提供を図る	工、海外の規制、基準等 5こと等により、予防対	を収集し、それに 策の普及促進等を	基づく専門家による検 行う。
予	算	額	į	17 年 度		18 年 度		19 年 度		20 年 度	53, 224 千円
20年度成	ア ウ 旨		ム 標	セミナーで提	と供された研究成果及び最	新の知見を、今後	後の安全衛生活動に活用	したいと回答した	:割合 80%		
果	成果 果 アウトプット ① 学術研究員によるワークショップ開催回数 5回 指 標 3 セミナー開催回数 6回										
備		考		_							
事	業	名		独立行政法人	、労働政策研究・研修機構	運営費交付金				事業番号	54
実	施	主体	:	(独) 労働政策研究·研修機構							

_											
)	包	策	既要	1 2 3 4	4 調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言						
-	予	算	額	1	17 年 度 152,627 千円 18 年 度 152,447 千円 19 年 度 150,530 千円 20 年 度 148,288 千円						
	9	年 果 [度標	①②以③と④⑤益⑥							
	9	年	度績	② ③	達成(182件) 達成(91.0%)						
Ī	平		価	Ž	独立行政法人による事業であるため、独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする。						
20年度成果目	指	<u>ー</u>	、力 <i>占</i> 標	② 以 ③ と ④ ⑤ ⑥	調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を延べ100件以上とすること。 研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。						
標	ア 指	ウト	プット 標	. 2	取りまとめた研究成果数(総数(14テーマ)、プロジェクト研究(7テーマ)、課題研究(7テーマ)) ニュースレター発行回数(12回)、メールマガジン発行回数(90回以上) 情報収集の成果数(100件以上) 研修生数(3,962人)及びそのうち研修が有意義だったと回答した数(3,368人)						
1	前		考	-	予算額は運営費交付金の額。						

事	Ē	業	名	短時間労働者安全衛生対策推進費 【平成20年度重点的目標管理事業】	事業番号	55			
実	5 加	拖 主	体	(財)21世紀職業財団					
施	i 匀	兼 概	要	正社員との均衡を考慮して短時間労働者の健康診断を実施する事業主に対して助成金を支給する。					
予	·	算	額	17 年 度 18 年 度 19 年 度 332,736 千円	20 年 度	368,063 千円			
19 成		年 果 目	度標	短時間労働者均衡待遇推進等助成金は、健康診断等制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがいる割合を80%以上とする。					
19 実		年	度績	事業主向け助成金については、一回目の支給後6ヶ月後に2回目を支給することとしており、実績値を把握できる事業所:	がない。(19年10	月が最初の支給)			
評	Ž		価	19年度実績を集計後検討予定。(平成20年10月頃実績集計予定)					
20年度成果目標	アウトカム 指 ① 短時間労働者均衡待遇推進等助成金は、健康診断等制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがいる割合を80%以上とする。 ② 助成金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を80%以上とする。								
	ー アウ 指	— ウトコ	プット 標	助成金支給件数(事業主向け助成金) 528件					
備	i		考	_					
事	ī.	業	名	小規模事業場の産業保健活動推進事業	事業番号	56			

事	業	名	小規模事業場の産業保健活動推進事業	事業番号	56			
実	施主	体	(独) 労働者健康福祉機構					
施	策 概	要	産業医の選任義務のない小規模事業場の産業保健活動を支援するため、集団で自主的に産業医を選任した場合にその費用の一部を補助する。また、深夜業労働 者の健康確保を図るため、深夜業労働者が自発的に健康診断を受診した場合にその要した費用の一部を助成する。					
予	算	額	17 年 度 241,120 千円 18 年 度 223,765 千円 19 年 度 145,883 千円	20 年 度	132,769 千円			
19 成	年 果 目	度標	産業医共同選任事業において、事業終了時に引き続き産業医による産業保健活動を継続する事業場割合を81%以上にす	る。				
19 実	年	度績	平成19年8月の「労働安全等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」(総務省)において、事業終了時における事業者の意向による評価は、事業終了後に 事業者が実際にどのように行動するかとは直接には結びつかないため、事業終了後一定期間経過した後の実際の産業医の選任状況等を把握する必要があると指摘 された。このことを受け、事業者に対するアンケート調査の実施時期及び内容を改めたため、19年度目標に対する評価はできないが、事業終了後に実際に産業医 を継続して選任している事業場割合等の実績の把握は本年9月頃になる予定である。					
評		価	19年度実績を集計後検討予定。					

20年度	アウトカ 2 指	トカム 小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)において、平成20年度に新たに申請した事業場が産業医による産業保健活動を実施する回標 1,300回以上にする。					
成果 目標	アウトプッ 指 材	小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)における申請事業場数を522事業場(H19実績521事業場)以上とする。					
備	考						
事	業名	障害者職業能力開発校経費	事業番号	57			

3	事	業	名	障害者職業能力開発校経費 事業番号 57					
57	趠	施主	体	都道府県					
力	包	策 概	要	障害者の訓練機会及び訓練職種等についての分析調査並びに障害者職業能力開発校の施設等の整備事業である。					
=	予	算	額	17 年 度 1,263,265 千円 18 年 度 367,008 千円 19 年 度 336,041 千円 20 年 度 323,685	千円				
	9 龙	年 果 目	度標	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。					
	.9 実	年	度績	績 ※ 19年度実績確定値については、訓練修了(年度末)3ヶ月経過後に作成する定例業務統計(8月)により集計					
111111111111111111111111111111111111111	平		価						
20 年度成	ア 指	ウト	カ ム 標	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。					
		ウトフ	^ア ット 標						
ĺ	前	-	考	_					